

議案第9号

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成29年9月4日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例

橋本市都市公園条例(平成18年橋本市条例第195号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(公園施設の設置基準) 第3条の5 略 2 略 <u>(公園施設に関する制限等)</u> 第3条の6 政令第8条第1項の条例で定める割合は、<u>100分の50とする。</u> 第35条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。</p>	<p>(公園施設の設置基準) 第3条の5 略 2 略 第35条 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。